

令和4年度地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書

(市町村分) 個票

自治体名

飯山市

(都道府県: 長野県)

事業メニュー	結婚新生活支援事業				
区分	結婚新生活支援				
関連事業メニュー	3.1 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び新規に婚姻した世帯に対する引越費用に係る支援(一般コース)				
個別事業名	飯山市結婚新生活支援事業	新規/継続 (一般財源での実施も含む)	継続		
実施期間	交付決定日	～	令和5年3月31日	事業開始年度 令和3年度	
対象経費支出予定額 ※(注)1	1,500,000			円	
自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け ※(注)2	<p>飯山市の人口は昭和30年(40,089人)以降、継続的に人口が減少し、令和2年の国勢調査では19,539人となり、令和3年10月現在で19,124人と昭和30年に比べて52%減少した。ほぼ横ばいの死亡者数に対し、出生者数は減少を続け、平成3年以降は負の社会動態(転出者>転入者)に加え、それまで正であった自然動態も負(死亡者>出生者)に転じている。この自然減の要因として、①出産適齢期女性人口の大幅な減少(昭和30年5,786人、令和2年1,259人)と②未婚率の上昇(昭和55年から平成27年)にかけ、男女とも全年齢層で上昇傾向)がある。このため、本市における少子化対策は若者の定住推進と結婚支援の2つの視点で取り組む必要がある。</p> <p>こうした飯山市人口ビジョンを踏まえた「飯山市総合戦略」及び「飯山市総合計画」において、若者定住推進を重要施策として、人口自然増を目的に少子化対策における独身男女の出会いの場を創出するなど、結婚の機会が多くなる取り組みに関する施策として、結婚・出産等の希望をかなえ、若者の暮らしを支援することとしており、本事業はこれに位置付けられる。</p> <p>具体的な取り組みとして、「さわやか婚活応援事業」により結婚相談所の運営や婚活イベント・セミナーを外部団体等と協力しながら計画・実施してきているが、結婚相談所への登録者の確保及びイベント・セミナーへの参加者の確保が課題となっているとともに、マッチングしても成婚まで至らない現状があることから、登録者及び参加者の確保、マッチング後のフォロー等、今後も更に成婚に向けた取り組みを進めていく必要があると考える。</p> <p>また、結婚希望者が結婚に踏み切れない要因として、結婚機会の減少のほか、特に比較的所得が少ない若者世代においては、経済的・生活基盤の弱さが一因であると考えられ、経済面からの支援についても取り組む必要があることから、市単費により継続実施する「さわやか婚活応援事業」と、本事業との連携を図り、総合的かつ効果的な、切れ目のない結婚支援を推進するものである。</p>				
個別事業の内容	(個別事業の内容) ※(注)3				
	1. 概要				
	【補助対象要件】				
	・所得要件	<input checked="" type="checkbox"/>	夫婦の合計所得が400万円未満	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合	
	・年齢要件	<input checked="" type="checkbox"/>	夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合	
	【補助上限額】 ※補助対象費目について、一般コース・連携コースのいずれかで記載すること。				
	一般コース	<input checked="" type="checkbox"/>	各費用に係る合計が30万円	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合	
	都道府県主導型コース	29歳以下の場合	<input type="checkbox"/>	各費用に係る合計が60万円	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合
		39歳以下の場合	<input type="checkbox"/>	各費用に係る合計が30万円	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合
	【その他独自要件】				
・対象となる住居が本市にあること。・他の公的制度による住宅補助等を受けていないこと。・市税を滞納していないこと。・婚姻日より5年間飯山市内に居住すると誓約できること。・暴力団員又は暴力団若しくは、暴力団員と関係を有する者でないこと。					
2. ①申請見込み世帯数	4		世帯		
※都道府県主導型の場合の内訳	共に29歳以下	世帯	左記以外 世帯		
【積算根拠】					
5件(支給見込世帯数)×30万円(補助上限額)×1/2(補助率)=750千円					
・令和2年に婚姻届けを受理した件数から、夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の婚姻件数19件のうち、夫婦合計の所得額が400万円未満の世帯数を税務課へ照会し、算出。					
・なお、新婚世帯からの申請状況によって、追加の応募及び予算措置を検討する。					
・ただし、予算の制約により、今回の対象世帯は4件とする。不足分については、市の補正予算にて措置し、追加応募予定。					
4件(支給見込世帯数)×30万円(補助上限額)×1/2(補助率)=600千円		〔 令和3年度見込世帯数 3 世帯 〕			
②継続補助の見込	2		世帯		
対象経費支出予定額	300,000		円		

3. 広報の実施予定				
・市報掲載(2回程度)、・市ホームページ掲載、・市民向けにチラシ回覧(1,000枚)、・婚姻届け提出者にチラシ配布(100枚)、・市結婚相談所及び不動産関連業者等へチラシ配架(200枚)				
少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4	KPI項目	単位	目標値	現状値
	1年間の成婚組数	組	120 (令和5年)	51 (令和2年)
	合計特殊出生率	%	1.61 (令和5年)	1.64 (令和2年)
参考指標 ※(注)5	項目	単位	直近の実績	
	合計特殊出生率	%	1.64 (令和2年)	
	婚姻件数	件	51 (令和2年)	
	婚姻率	%	2.5 (令和2年)	
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6	KPI項目	単位	目標値	現状値
	支給世帯実績／支給見込世帯数の割合	%	100	60(令和3年度)
	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」	%	50	33(令和3年度)
	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に応援されていると感じた世帯の割合」	%	60	67(令和3年度)
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7	県ホームページでの広報を行う。			
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8	市結婚相談所及び不動産関連業者へチラシ配架等に協力いただくことで、幅広く対象世帯に情報を提供する。			
委託契約の有無 ※優良事例の横展開支援事業又は重点課題事業を実施する場合のみ記載				
上記「事業内容」について、「地方創生推進交付金」の申請の有無	無			

(注)

1「対象経費支出予定額」には、本交付金の対象外経費を除いた対象経費支出予定額(補助率を乗じる前の額)を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。

2「自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け」には、これまでの自治体における少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題と、それらを踏まえた、自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付けを記載すること。

3「個別事業の内容」には、本個別事業の具体的な内容を記載すること。また、事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること。

※個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること。

4「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、自治体の少子化対策全体のKPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体は少なくとも令和4年度終了時点で、各自治体において効果検証を実施すること。

5「参考指標」には、各自治体の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率を記載すること。

6「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、自治体における少子化対策の全体像の中での本個別事業の位置付けを踏まえ、KPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体において効果検証を実施すること。

※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。

※結婚支援センター事業を実施する場合は、参考として直近年度の「会員登録数」「引き合わせ成立者数」「カップル成立組数」「成婚数」を記載すること。

7「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。

8「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。